

保護者の方へ

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

企業主導型保育施設を利用する子供

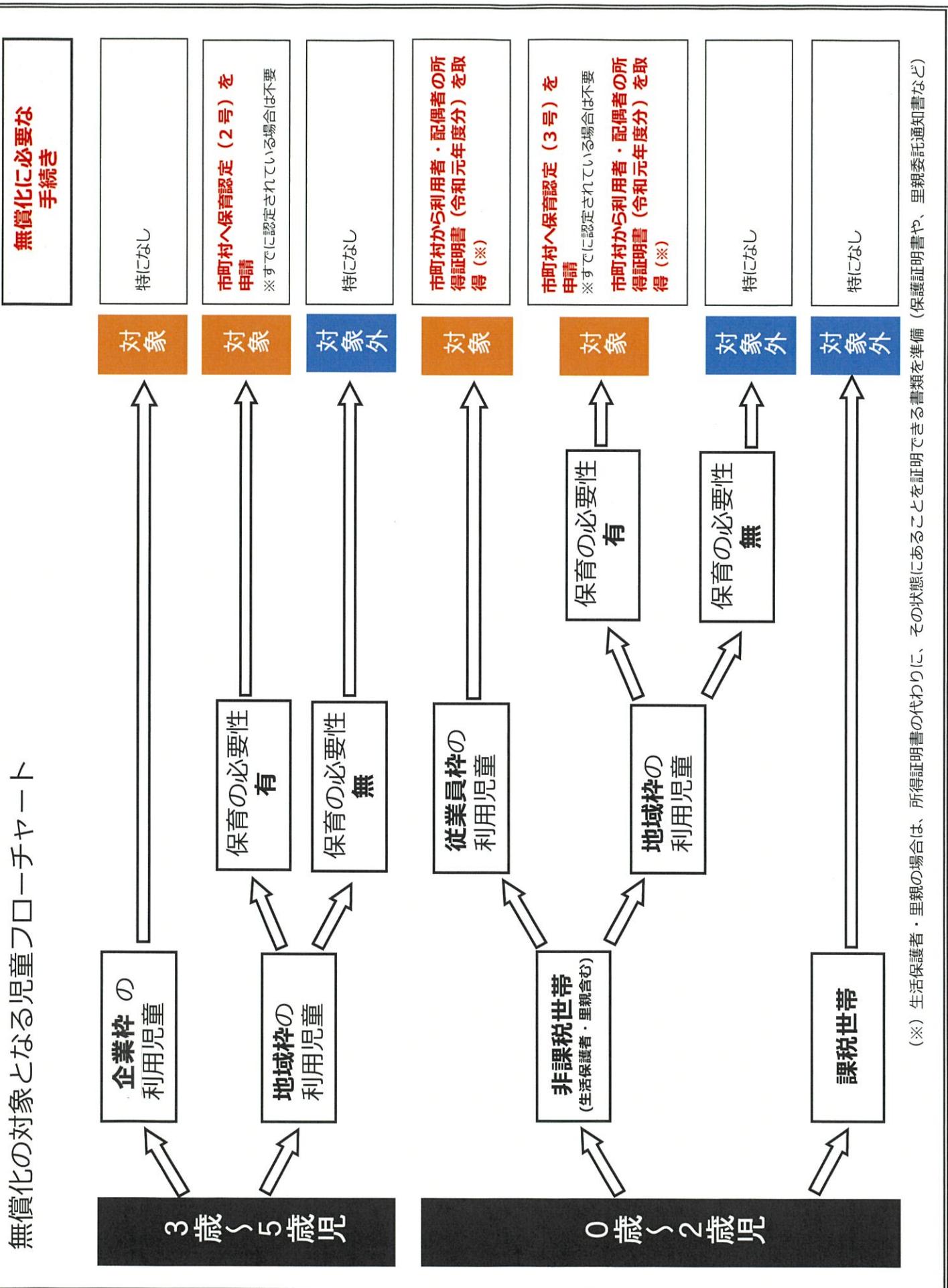
【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯**であって、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
①「**企業枠**」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
②「**地域枠**」を利用している子供 …市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
- 年齢は、学年(クラス)により判断します。
- 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
- 主食費、副食費、用品代、行事費などは、保護者の負担になります。

【利用料】

- 無償化の対象となる子供の利用料が、**減額**されます。

無償化の対象となる児童フローチャート



問い合わせ先：なぎさ保育園

TEL:0995-73-8636

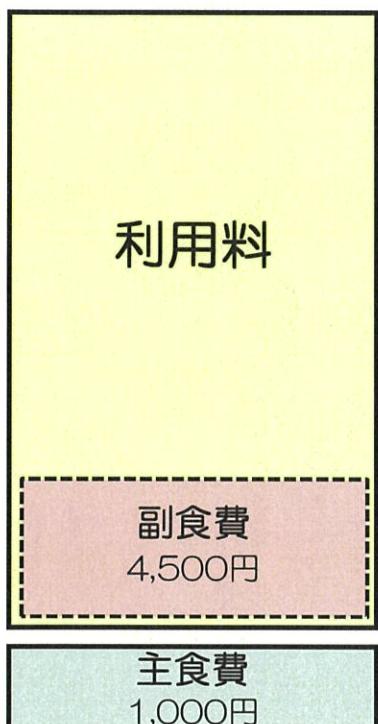
MAIL: info@nagisahoikuen.jp

3歳～5歳児の保護者の皆様へ

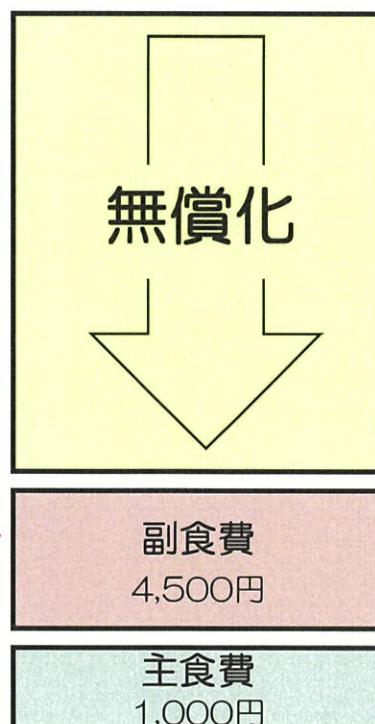
給食の材料にかかる費用(給食費)について

- 令和元年10月から、3歳から5歳のお子様については、利用料が減額されます。
- 施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

～これまで～



～無償化後(令和元年10月以降)～



これまでの利用料が減額されます。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

現在、保護者の皆様が支払われている保育料は副食費（おかず代・おやつ代等）として、一律4,500円が含まれておりましたが、こちらは無償化の対象外となります。
つきましては、2019年10月からは副食費を園で徴収致します。
また、主食費（ごはん代）については従前と変わらず、2019年10月以降も1,000円を頂くかたちです。ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

2019年10月から保育園に納めていただくもの

副食費・・・4,500円
主食費・・・1,000円